



民間の参加の促進～北海道国際輸送プラットフォーム推進協議会～

- ・北海道開発局と札幌大学は平成23年10月に「国際物流を通じた道産品輸出促進研究会」を設立。各団体、事業者がオブザーバーとして参加し、北海道産品の輸出拡大・物流活性化に向けた「北海道国際輸送プラットフォーム」を構築。
- ・平成25年9月に「北海道国際輸送プラットフォーム推進協議会」を設立し、各者が主体性・機動性を持って協議を行い、本プラットフォームの仕組みの充実や安定的に協働する方法、体制の検討を実施。

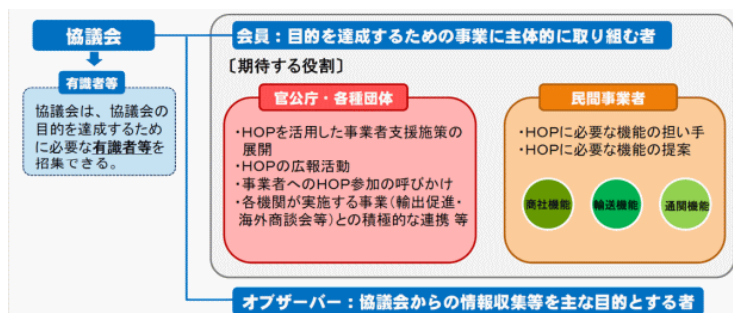
HOPの仕組み



「北海道国際輸送プラットフォーム推進協議会」(H25.9)設立

【事務局】札幌大学、北海道開発局、北海道

【構成員】ヤマトグループ、北海道テレビ放送、北洋銀行、北海道銀行、北海道経済産業局、北海道経済連合会、ジェトロ、フード特区機構 等 官民あわせて30社



企業との連携例

- ・北海道テレビ放送(HTB)との連携により、シンガポールのケーブルテレビ「Hello! JAPAN」チャンネル内で、HTBが制作する北海道の食と観光情報番組を平成25年3月から放映。平成26年2月には同チャンネルでHOPを活用したテレビショッピングを実施した。

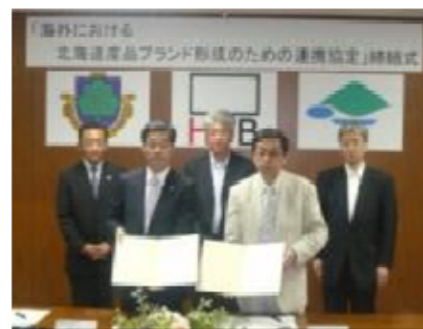
海外における北海道産品ブランド形成

北海道テレビ放送(HTB)との連携

- ・シンガポールのケーブルTV「Hello! JAPAN」チャンネル内で、HTB制作による道産品の紹介番組をH25.3から放映。

H26/11 TV番組との連携による情報発信

- ・H26.2に実施したテレビショッピングの結果を基に北海道産品ブランド形成に向けた取組を計画。



北海道テレビ放送と連携協定締結
(H24..6)



テレビショッピ
ングの実施

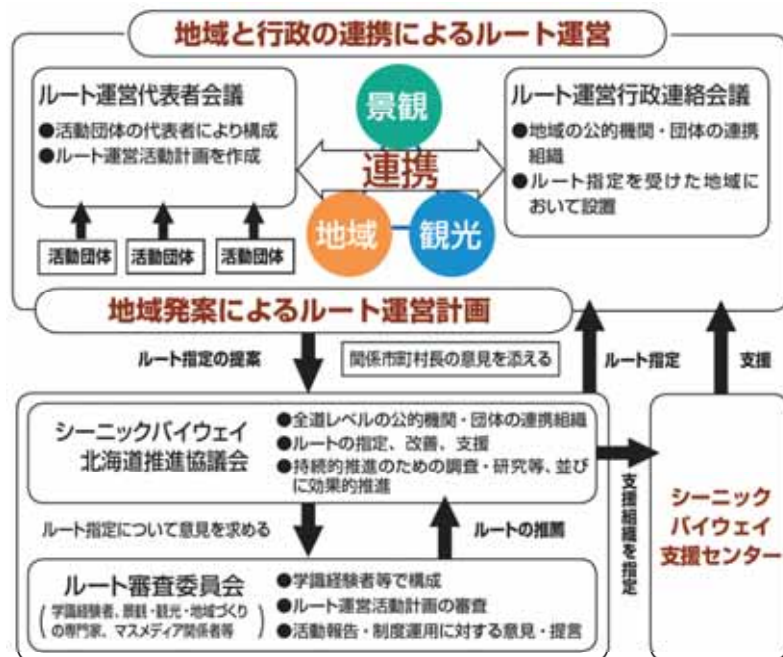




民間の参加の促進～シーニックバイウェイ北海道推進協議会～

- ・「シーニックバイウェイ北海道」におけるルートの指定、改善、支援及び持続的推進のための調査研究等、並びに効果的推進のため、関係行政機関・民間団体等が連携した推進体制として、平成17年3月に「シーニックバイウェイ北海道推進協議会」を設立。
- ・平成24年度からは、民間団体・企業等と双方の資源を有効活用するための効果的連携活動として、連携に関する包括協定を締結し、幅広い活動を展開。

シーニックバイウェイ北海道の概要



「シーニックバイウェイ北海道推進協議会構成団体・機関」(H17.3)設立
北海道商工会議所連合会、北海道経済連合会、北海道商工会連合会、北海道観光振興機構、日本観光振興協会北海道支部、日本旅行業協会北海道支部、北海道農業協同組合中央会、北海道林業協会、日本自動車連盟北海道本部、北海道市長会、北海道町村会、北海道、林野庁北海道森林管理局、経済産業省北海道経済産業局、環境省北海道地方環境事務所、国土交通省北海道運輸局、国土交通省北海道開発局

民間企業等との包括連携協定

- ・Follow Me Japan Pte. Ltd.との連携により、シンガポールでの年間2回の大規模イベントで旅行関係者及び一般に向けて、北海道を含め日本への旅行PR・参加申し込み活動を実施。

PRIME Follow Me JAPAN

シーニックバイウェイ北海道

- 北海道における外国人ドライブ観光の先駆者
- シンガポールを中心とした東南アジアでのネットワーク及び情報発信力
- 外国人ドライブ観光の調査、研究実績

連携・協働による
資源の有効活用

- 景観、自然、歴史、文化等の地域資源を活用した取組
- 地域の住民、NPO、企業、行政等多様な主体が一体となった体制
- 全国的なネットワーク(日本風景街道)
- 官民による協議会及び学識者により組織されるルート審査委員会

【連携協定の項目】

- シーニックバイウェイ北海道による地域活性化に関する取組
- シーニックバイウェイ北海道の広報・啓発に関わる取組
- シーニックバイウェイ北海道の人材育成やネットワーク形成に関わる取組
- その他、シーニックバイウェイ北海道の推進に関わる取組

競争力のある美しく個性的な北海道



Follow Me Japan Pte. Ltd.
(H24.12.1締結)

シンガポール最大国際旅行フェア (NATAS)への情報提供





「まちの本屋」のなくなった地域に書店を誘致

・民間との連携・協力により地域の活力の維持・創出を行う取組が進められている。

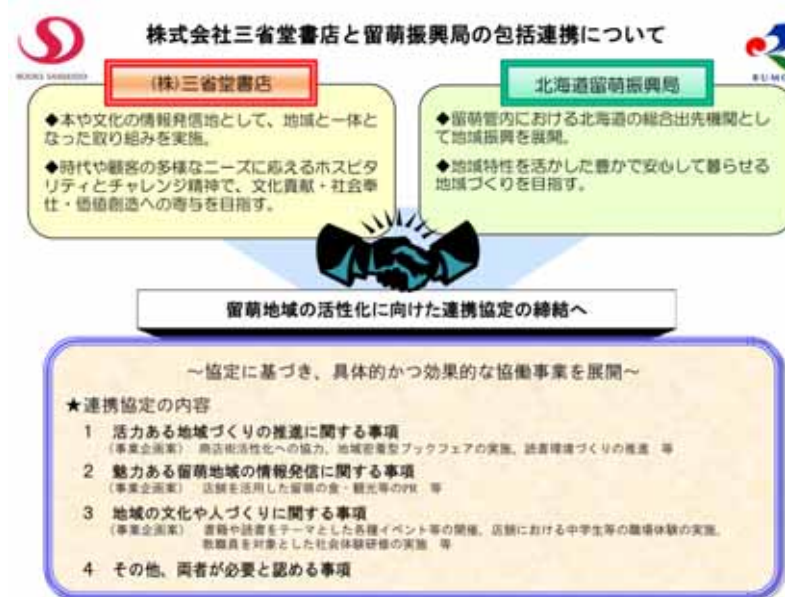
株式会社三省堂書店と留萌振興局との包括連携協定

・平成22年12月に市内で長年営業を行ってきた留萌市の地元書店が販売不振等を理由に閉店し、小・中学校9校、高等学校2校を抱える市内、商圈区域4万人といわれる地域から書店がなくなるという事態が発生。

・本好きの主婦たちが結成した市民グループ「三省堂書店を留萌に呼び隊」の要請などもあって、留萌振興局や留萌市などが、三省堂書店の誘致活動を行い、市民グループも同書店誘致の署名を、ポイントカード会員を集めるといった手法で実施するなど、官民挙げた取り組みの結果、平成23年7月24日、大手書店の出店基準とされている人口圏域30万人の10分の1にも満たない留萌市に三省堂書店がオープン。

・これを契機に、地域振興や産業・経済の活性化、活字文化の推進などに互いに連携して取り組むこととして、まず留萌振興局が三省堂書店と包括連携協定を締結し、全国の店舗やブックカバー等を活用した留萌地域の食や観光のPRなど、様々な情報発信を行った。

・「まちの本屋」の閉店は、多くの地域で共通する問題となっており、留萌市での事例は、大手企業の地方出店のモデルケースとなるだけではなく、協定締結による行政と企業の連携事業や市民グループの活動を通じて、企業が地域を盛り上げ、地域が企業を支えるという、新しい地域活性化のモデルケースとしても注目されることとなった。留萌振興局との協定締結後、平成24年6月に協定を拡大し、北海道と包括連携協定を締結した。



出典：一般財団法人地域活性化センター

「月刊地域づくり 平成25年7月特集 企業との連携協定で地域活性化(北海道)」

出典：北海道HP

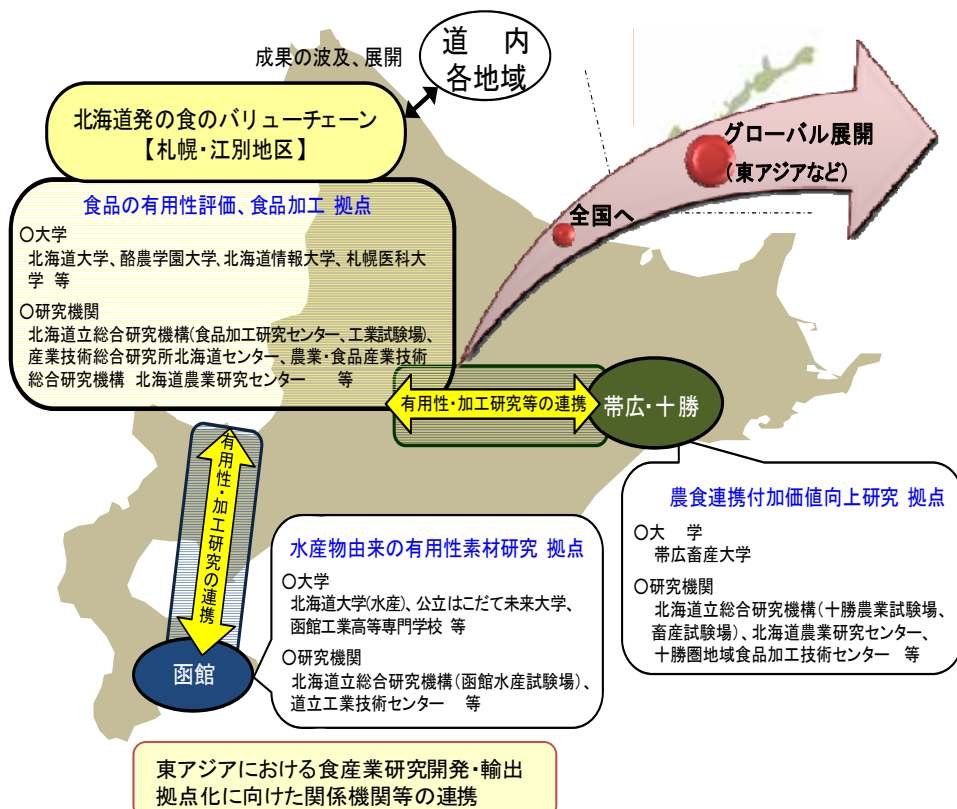


産学官の連携による取組

- ・産学官が連携し、北海道の強みを活かした分野でのイノベーションを支える技術革新を目指した取組が進められている。

北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区

数値目標： 特区が関与した食品の輸出額・輸入代替額等 1,300億円
(将来的に北海道の移輸出額2兆円をオランダ並の7兆円に引き上げるための中間目標として設定)



出典：北海道フードコンプレックス国際戦略総合特区資料

産学官の連携で革新技術の創出を目指す ～函館市国際水産・海洋センター開所～

- ・2014年6月2日、函館市が2003年に策定した「函館国際水産・海洋都市構想」を産学官で連携して推進する拠点施設として開所。
- ・センターには、道総研函館水産試験場、北大大学院水産科学研究院、公立函館未来大学をはじめ、民間企業を含めた10機関が入居できる研究室を備える。
- ・隣接する岸壁には、調査研究船が直接接岸でき、函館港外から直接採取した海水を水槽実験に使用している。
- ・7月2日には、函館地域産業振興財団、日本政策金融公庫函館支店、北洋銀行函館中央支店、道南食と観光クラスター型6次産業化推進協議会の共催で、観光資源としての「海藻」の活用促進に向けたフォーラムと試食会が同センターで開催された。
- ・これまで、ガゴメコンブから機能性成分フコイダンを抽出活用した商品開発を行うなど、函館マリンバイオクラスターの取組が高い評価を受けている。
- ・今後は、観光資源としての活用にも目を向け、さらなる産業経済の活性化に結びつける取組の展開を目指している。



函館市国際水産・海洋総合研究センター開所式の様子(平成 26年6月2日)



観光資源としての「海藻」の活用促進に向けたフォーラムの様子(平成 26年7月2日)

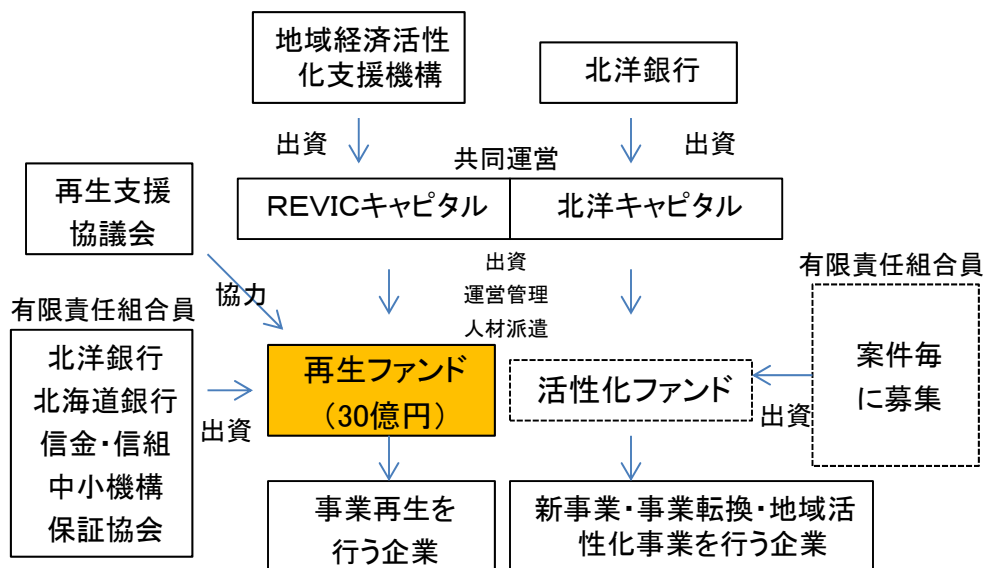


地域金融機関による企業支援

・地域金融機関が連携してファンドを設立し、地域経済の活性化、地域の発展を支援。

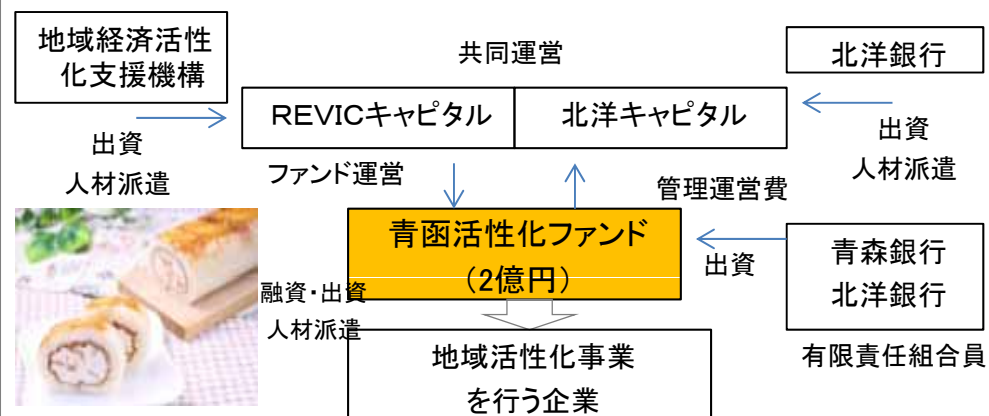
北海道オールスターファンドが設立 ～道内中小企業の事業再生と活性化を目指す～

- ・平成26年3月、北洋銀行は株式会社地域経済活性化支援機構と連携し、道内中小企業の事業再生や地域経済の活性化を目指す地域支援ファンドを設立した。
- ・北洋銀行、北海道銀行、道内の信金・信組、中小企業基盤整備機構、北海道信用保証協会が協調して、個別企業のみならず面的な取組を通じ、中小企業を対象とした事業の再生を図ることが目的で、ファンド総額は30億円。
- ・常設の事業再生ファンドは企業再生を支援、案件ごとに設置する活性化ファンドは、地域のプロジェクト支援や複数企業の一体的再生等を想定。
(北洋銀行より聞き取り)



青函活性化ファンドが設立 ～北洋銀行・青森銀行が連携～

- ・株式会社北洋銀行と株式会社青森銀行は、株式会社北洋キャピタル、株式会社地域経済活性化支援機構のファンド運営子会社であるREVICキャピタル株式会社と連携し、「青函活性化ファンド(名称:青函活性化投資事業有限責任組合)」を平成26年5月に設立した。
- ・北洋銀行と青森銀行は平成27度末に予定している北海道新幹線開業に向け、青函地域の発展のため平成24年12月に連携協力協定を締結し、ATM相互開放や各種のイベント企画等で連携を深めてきた。
- ・地域の活性化や地域の発展に資する企業、事業を対象として成長資金の供給や継続的な経営支援を行う。異なる都道府県に本拠地を有する金融機関による官民連携活性化ファンドは全国初めての試み。
- ・投資第1号案件として函館の創業135年の老舗である株式会社五島軒への投資が決定。
- ・五島軒では青函両地域のリンゴを使ったロールケーキを製造し、販売している。今回の投資は瞬間冷凍機導入など設備投資に充当する。
(北洋銀行より聞き取り)





クラウドファンディング

- ・クラウドファンディングについては、インターネットを通じて全国に情報を発信することができ、首都圏の投資家から資金調達が可能となるなど、北海道においても十分効果が見込める資金調達手段となる可能性がある。
- ・北洋銀行では平成26年6月にクラウドファンディングを仲介する会社と業務提携するなどの動きからも広がりが期待される。

金融商品取引業者の実態(平成26年7月末時点)

北海道	18
東北	20
関東	949
東海	62
北陸	1
近畿	145
中国	18
四国	4
九州	48
沖縄	1
合計	1,266

・クラウドファンディングのうち、「投資型」は金融商品取引法の適用を受けるため、財務局の登録が必要。

・左表は平成26年7月末の第2種登録業者数で、本社が関東にある業者が約75%を占める一方、北海道の登録業者は1.4%にとどまっている。

出典：金融庁HP「免許・許可・登録等を受けている業者一覧」より集計

※クラウドファンディングの形態には以下の3種類がある。

「投資型」：金銭的リターンあり

「寄付型」：金銭的リターンなし

「購入型」：資金で完成した製品等の提供

北海道における最近の事例

北海道バイオインダストリーが「タマネギドレッシング」のタマネギ購入資金を調達

- ・ミュージックセキュリティーズ（本社：東京都、略称「MS」、関東財務局登録）のサイトを通じて465万円（1口15000円、310口）の資金調達をしたところ、約2ヶ月（平成26年6月上旬～8月上旬）で目標額に到達。資金はタマネギ購入に充てる。
 - ・ファンド期間は平成27年1月から2年間。
 - ・投資家への特典としてタマネギドレッシング3本を送付。
- ※MS社は北洋銀行と業務提携している。（札幌に支店を設置）



写真提供：
バイオイン
ダストリー

出典：クラウドファンディング説明会（主催：札幌商工会議所 H26.8.29）での説明より

北海道庁における最近の取組

北海道庁が「クラウドファンディング活用戦略モデル事業」を実施

- ・地域の中小企業の有する事業資源を発掘し、クラウドファンディングを活用して全国から投資を募り、当該事業部門の成長と創業モデルの創出を図る。

- ・MS社が当事業を受託し、道内6圏域から事業を選定。ファンド契約締結まで行う。企業がMS社に支払う初期費用は北海道庁が負担。

- ※道内企業からの問い合わせが多数寄せられており、多数の応募が期待される。

出典：北海道庁より聞き取り

「クラウドファンディング活用戦略モデル事業」の概要

①事業説明会の開催・事業の発掘

- ・道内6圏域で事業説明会の開催などを通じて支援対象事業（企業）を発掘

②ビジネスプラン審査会の開催。

- ・支援対象の事業（企業）を募集の上、ビジネスプラン審査会を開催し、支援対象事業（企業）を道内6圏域から各1社ずつ選定。

③事業の磨き上げ・ファンド組成の支援

- ・選定された支援対象事業（企業）について、その事業内容の磨き上げを実施するとともに、ファンド組成に向けた支援先企業との調整等を実施。

④ファンド契約の締結

- ・受託事業者と支援先企業との間でファンド契約を締結。

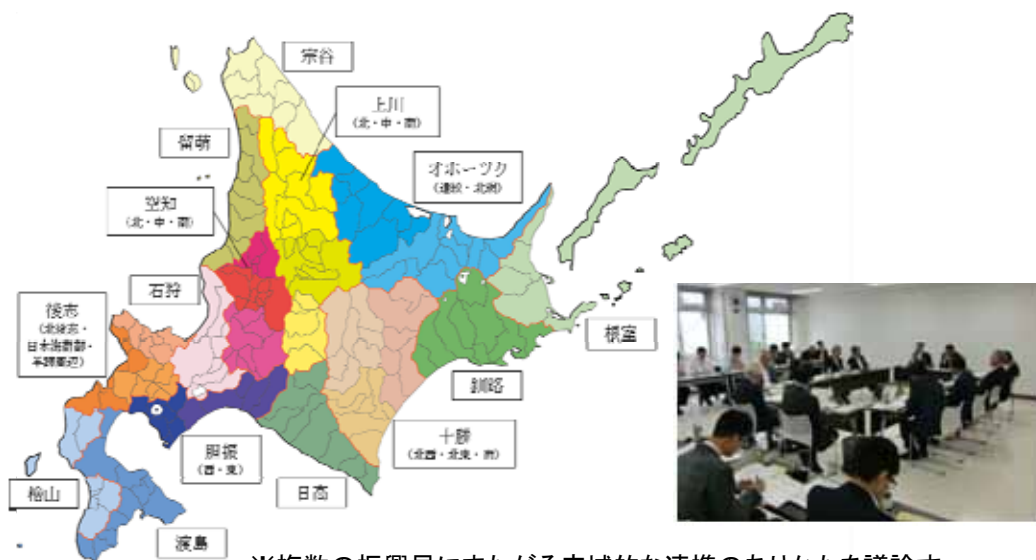
出典：北海道経済部中小企業課資料「クラウドファンディング活用戦略モデル事業（地域人づくり事業）」



「地域づくり連携会議」

- ・国が策定する「第7期北海道総合開発計画」と北海道が策定する「新・北海道総合計画」が平成20年度からスタートしたことを受け、多様な主体と地域づくりの方向を共有し、地域における総合的な意見交換の場の確立を図るため、「地域づくり連携会議」を道内14地域に設置。
- ・「地域づくり連携会議」は、道内各地の特性を活かして計画の施策を推進するため、今後10年の共有ビジョンとなる「地域づくりの方向」を策定。
- ・「地域づくり連携会議」では毎年度、主に「地域づくりの方向」についてフォローアップを実施しながら、各地域が抱える課題やその解決方策等について意見交換を行っている。

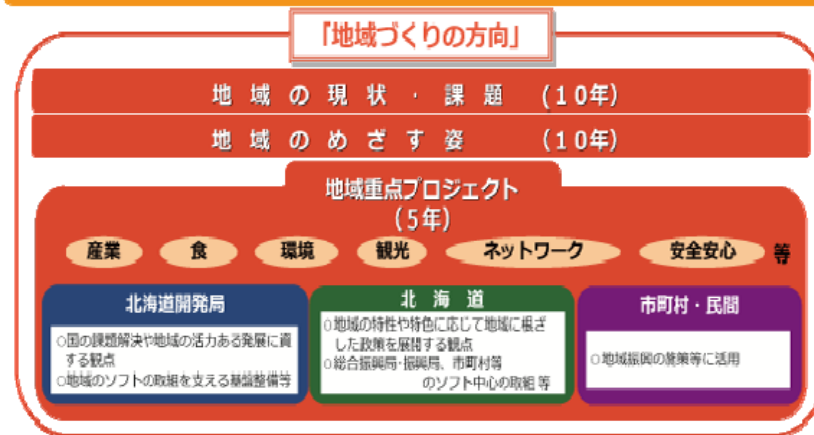
「地域づくり連携会議」の開催ブロック(道内14地域(振興局単位))



※複数の振興局にまたがる広域的な連携のありかたを議論するため、「地域づくり連携会議・合同会議」も設置(道南、道央広域、道北、釧路・根室)。

「地域づくり連携会議」と「地域づくりの方向」のイメージ

(多様な主体の参画による地域づくり検討の場の設置)
「地域づくり連携会議」(総合振興局・振興局単位) **「地域づくり連携会議・合同会議」**(連携地域単位)を設置
 (構成員～開発建設部長、総合振興局長・振興局長、市町村長、民間(商工会議所、農協、漁協、観光連盟等))



※「地域づくりの方向」は、作成から10年間(平成20年度～平成29年度)の各地域の方向性を示すもので、「地域の現状・課題」、「地域のめざす姿」及び「地域重点プロジェクト」から構成されており、地域の多様な主体が連携・協働の取組を進めていくための共有ビジョンとなるもの。

成果

- 多様な主体の間で、地域の直面する課題や目指すべき地域の将来像が共有され、共通の認識のもとに、地域づくりが推進された。
- 地域課題の解決や地域活性化を目指し、様々な取組が行われた。
 新たな都市農村交流の在り方の検討(石狩・空知地域づくり連携会議)、地元水産物の高付加価値化への支援(胆振地域づくり連携会議)、離島における賑わい支援(宗谷地域づくり連携会議) など



広域的な連携

・道内外の隣接する地域間、道内圏域間の連携を強化し、観光等の経済交流の活性化を図る取組が進められている。

青函圏におけるサイクリング観光の推進 ～津軽海峡をまたいだ隣接地域での連携～

- ・2016年春の北海道新幹線開業を前に、自転車で観光を楽しむ「サイクル・ツーリズム」を青函両地域の新たな観光の目玉にするため、青森県と函館開発建設部が中心となり、国（開発局・運輸局）、道、青森県、関係市町村、企業等により、平成25年度に「青函圏サイクル・ツーリズム研究会（事務局：函館開発建設部）」及び「青森県サイクル・ツーリズム勉強会（事務局：青森県）」を発足。
- ・青函両地域で研究会・勉強会を継続的に開催し、両地域を周遊するコース設定・誘客促進等について検討を進めていく。



ひがし北海道観光振興シンポジウム ～道東3圏域の連携強化による発展を目指して～

- ・世界自然遺産の知床や、阿寒、釧路湿原といった国立公園など、北海道内でも有数な観光資源を有する道東3圏域（釧路・根室、十勝、オホーツク）の観光振興の方向性や戦略を探る「ひがし北海道観光振興シンポジウム（事務局：釧路・帯広・網走開建）」が、平成26年3月に網走市において開催。
- ・有識者によるパネルディスカッションでは、「2次交通の充実」、「海外チャーター便への対応」、「新幹線開業に向けたプロモーション」など、道東3圏域の観光振興に向けた広域連携の必要性を提起。
- ・シンポジウムには自治体、観光団体、民間事業者ら約120人が参加し、連携強化の重要性を確認した。



ひがし北海道観光振興シンポジウムの状況とパンフ



沼田町での取組

・沼田町では、住民参加のもとで「農村型コンパクトエコタウン」としてのまちづくり計画を策定中

- ・沼田町は、稲作を基幹産業とし、北海道のほぼ中央、空知総合振興局管内の北西部に位置する。
- ・人口は3千人台半ばを切り、65歳以上が約4割を占める状況の中、老朽化した沼田厚生クリニックの建て替えが急務。
- ・診療所を核として地域交流センター、デイサービスセンター、高齢者生活支援ハウス等を歩いて暮らせる距離に集約した上で集住化を促しコンパクトシティを創造する構想について、構想段階から住民とともにプロジェクトを進め、意見を反映し、住民主体のまちづくり計画を策定中。



沼田町の市街地

【沼田町の課題を4つの方針に基づきコミュニティデザインの手法で解決】

【方針① 歩いて暮らせるまちづくり】

1. 地域公共交通の再生
安全な歩道の整備・除雪体制の整備
町外入院施設等への移動手段の確保
2. 地域包括ケアシステム構築
高齢者・子育て世帯の住居の整備
3. 地場産業振興・生活機能確保
計画地に係る基盤整備

【方針② 安心な医療福祉体制】

1. コンパクトシティの形成
旧中学校の除去及び緑地化
診療所跡の除去及び災害時避難場所の確保
2. 医療体制の確保、地域包括ケア等
診療所（沼田厚生クリニック）の整備
遠隔医療設備の整備
地域包括ケアシステムの構築
3. 都市と農村の交流
公園・農園・菜園及び販売施設の整備

【方針③ 中心市街地の活性化】

1. 商工業・中小企業・産業支援機関等振興施策
コミュニティビジネス用店舗の整備
2. 地場産業振興・生活機能確保
地域交流センターの整備
農村部からの移動手段の確保
公営住宅の整備
3. 都市と農村の交流
地域交流センターの整備
4. コンパクトシティの形成
施設の集約による集住型のまちづくり

【方針④ 自然エネルギーの活用】

1. 低炭素・循環型の都市地域の形成
地域エネルギー供給システムの整備
低炭素・循環・自然共生



勉強会



フィールドワーク



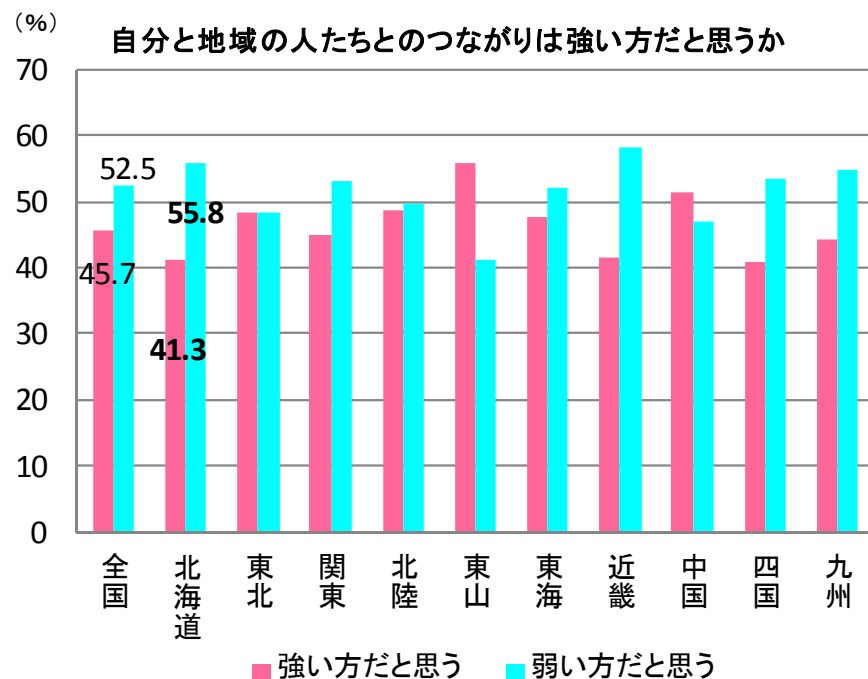
ワークショップ



地域内の交流の促進・つながりの強化

・北海道は、全国と比べて地域での人のつながりが強いと思う人が少ないが、地域内の交流の促進やつながりを強化する取組が行われている。

地域の人たちとのつながり



※【東山：山梨県、長野県、岐阜県】 【東海：静岡県、愛知県、三重県】

※調査対象：全国18才以上の者(n=2409)

出典：内閣府「少子化対策と家族・地域の絆に関する調査(平成19年1月)」

NPOによる高齢者の社会参加・交流の推進 ～NPO法人えにわ市民プラザ・アイル～

- ・市民なら誰でも集える「憩える場」「交流の場」「学びの場」「情報収集と発信の場」の拠点を目指して、平成19年設立。コミュニティレストラン・カフェの運営、芸術・文化の展示、料理などの各講習会や各種イベントの実施など、高齢者を中心とした幅広い市民交流の場を展開。
- ・コミュニティレストランは、参加者も調理に参加した後に食事を楽しむ場として人気を集めており、連日40名程が参加。楽しみながらの交流が進んでいる。利用者は2013年度に1万5324人に達し、高齢者の社会参加活動の模範として、同年度に内閣府特命大臣表彰。
- ・また、子育て中のお母さんの「子育てを相談し合う場がない」という悩みに応え、お母さん達の交流の場として、市との協働による「つながるカフェ」を運営。
- ・「つながるカフェ」での情報交換を通じて、まちづくり活動が芽生えてきており、各自お気に入りの市内観光スポットを記載した「ご勝手マップ」の作成や、1万本のキャンドルの灯りで憩いの場を提供する活動などにつながっている。



コミュニティレストランの利用状況



つながるカフェの利用状況

写真提供：NPO法人えにわ市民プラザ・アイル

出典：NPO法人えにわ市民プラザ・アイルより聞き取り



河川工事による掘削土の活用(十勝川の事例)

- ・十勝川下流部の河道掘削で発生する泥炭土は、堤防の盛土材料等として不適であるため、地元と連携し農地の土壌改良材として活用を図る。
- ・掘削土の処分費縮減を図るとともに農作物の収量増加に寄与。

十勝川での泥炭活用事例



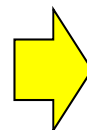
十勝川河道掘削

- ・河道掘削で発生する泥炭土は、堤防の盛土材料等としては不適である一方、通気性・保水性に優れているため、客土として農地へ有効活用。



畑に搬入された泥炭土

- ・地元自治体による泥炭土受け入れ希望等の調整。



- ・これまでの生育調査で、泥炭客土による生育良好を確認。
- ・現在、地元農業高校とも連携し「客土の有効性」について調査等を実施。



協働型道路マネジメント(一般国道334号の事例)

- 多様な主体と連携し、地域の持つ資源を最大限に活用した地域の魅力向上を図ると共に、より効率的な道路の整備・管理を行い、道路の機能を最大限に発揮する取組として、全道において平成25年度より本格的に導入。

オシンコシン周辺の混雑を解消させる工夫

情報提供による混雑緩和、安全性の向上(H19～)

【課題】

- オシンコシンの滝駐車場の混雑により、路上駐車や乱横断が発生し、国道334号の危険性が増加。

【対策】

- 混雑や観光情報の提供により行動変化を促し、駐車需要を分散

【利点】

- 朝、夕の時間へ需要が分散し、ピークカット。
- 観光情報の提供により、利用者の満足度向上



2輪車の適正駐車検討(H22～)

【課題】

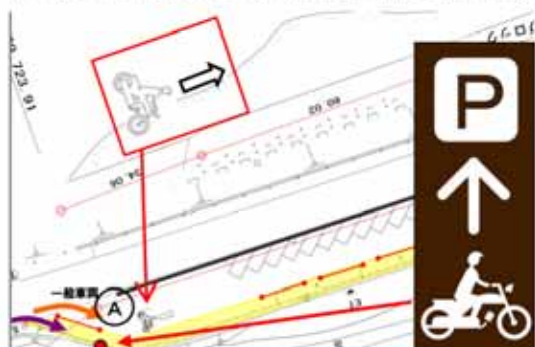
- 自動車駐車スペースにバイクを駐輪してしまう事による駐車容量の圧迫。

【対策】

- 路面標示による誘導
- 看板による誘導

【利点】

- 2輪車の適正駐車により場内の混雑が緩和。
- 駐車時間短縮、待ち車列の減少など、安全性が向上

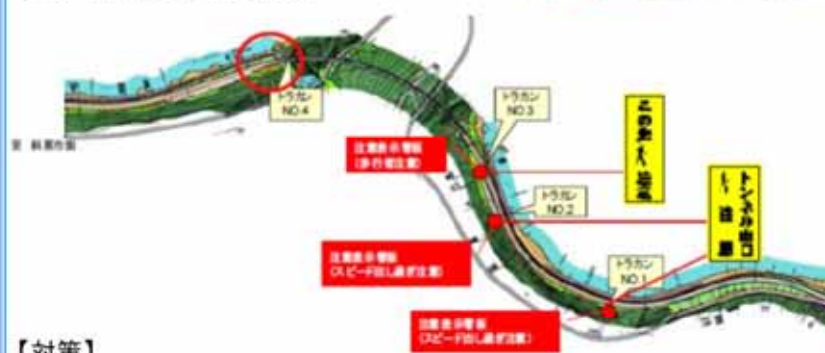


オシンコシン周辺の安全性を向上させる工夫

注意喚起看板の設置による速度低下(H19～)

【課題】

- トンネル出口～駐車場出入口間が約100mと、法定速度以上の場合、制動停止距離が不足
- 駐車場出入り車両や、観光客の乱横断により事故の危険性が危惧



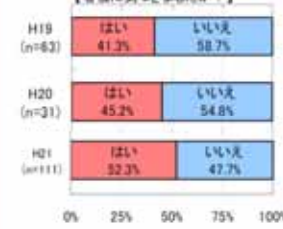
【対策】

- 視認性に配慮した注意喚起看板を設置
- 看板サイズや文字に工夫

【利点】

- 看板サイズや文字の工夫により、ドライバーの認識が向上
- 速度を低下して走行する車両が増加し、安全性が向上

【看板に気づきましたか？】



【制動速度54km/h以下で走行の車両割合 測定位置:No.4】

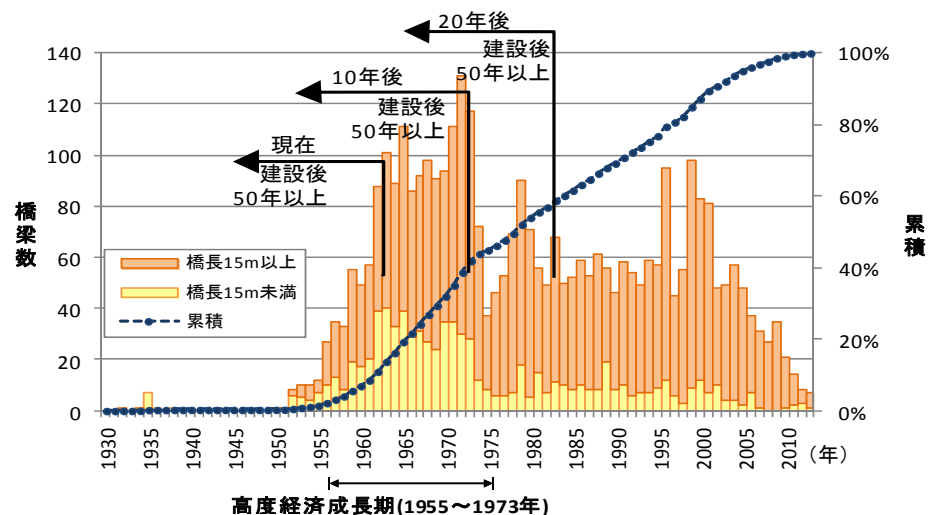




道路の老朽化対策

- ・北海道開発局では、平成25年4月1日現在で3,622の橋梁(橋長2m以上)を管理しており、今後これらの橋梁の高齢化が一斉に進むことから、補修・架替えが必要となることが想定。
- ・建設後50年以上を経過した橋梁箇所数の占める割合は、現在の14%から20年後(平成47年)には59%にまで急激に増加。
- ・早期に損傷を発見し、対策を実施するとともに、関係機関と連携を図りつつ人材育成や各種技術支援を実施。

架設年次別の橋梁箇所数分布



点検による早期の損傷発見から対策を講じた例

橋梁点検で重篤な損傷を発見
(1962年建設 供用年数51年)



橋脚コンクリート打ち替えによる
対策を実施



地方公共団体への技術支援事例(橋梁点検講習会)



メンテナンスサイクルの構築

- ・安全安心を確保するため、点検→診断→措置→記録→(次の点検)という維持管理のサイクルを通じて、長寿命化計画等の内容を充実し、予防的な保全を効率的、効果的に進める。

橋梁のイメージ



【点検】
橋梁を定期的に
点検し損傷状況を
把握

点検



診断

【診断】
定期点検結果に基づき
損傷原因に関する所見
をまとめ、対策を判定し、
補修等の計画を策定



記録



【記録】
各種点検結果や補修等の
履歴等を記録保存



【措置】
補修等の計画に基づき効率的に
補修等を行う

反映

充実

長寿命化計画



老朽化対策に係る取組事例

・老朽化対策等の着実な推進のため、国・地方公共団体・民間が連携し、研修会の開催等の取組を進めている。

■（道路部門）道路メンテナンス会議の開催

- ・道路インフラの予防保全・老朽化対策の着実な推進のための体制づくりを円滑に行うことを目的に、第1回会議を平成26年6月11日に開催。
- ・開発建設部単位（10地方）で地方会議を平成26年6月20日～7月11日にかけて開催。今後、各市町村のニーズを把握し、地域毎の取組を展開予定。

～会議参加者～

管内の道路管理者（開発局、北海道、管内自治体、NEXCO東日本）



全体会議の様子

■（道路部門）道路メンテナンスエキスパート研修 （河川部門）河川管理実務者研修 の新設

- ・開発局職員ならびに自治体職員の維持管理、点検に関する能力の向上を図るため、開発局研修センターにて、平成26年度より新設。

～実施予定研修～

- ・河川管理実務者研修 9月9日～12日
- ・メンテナンスエキスパート（橋梁初級）研修 10月20日～24日
- ・メンテナンスエキスパート（トンネル）研修 11月17日～21日

■（河川部門）河川維持管理講習会の開催

- ・河川管理を担う官民の技術者が、河川管理施設（堤防・堰・水門等）の維持管理に関する知識・技術を習得することを目的として、平成26年度より開催。

～実施状況（予定含）～

札幌会場：8月19日、12月17日（道央・道南ブロックを対象）

旭川会場：8月27日（道北ブロックを対象）

帯広会場：9月3日（道東ブロックを対象）



受講状況



受講証明

8月19日札幌会場での様子
（参加者：194名 うち自治体職員34名）



地域のインフラを支える建設業

- ・清里町、大空町では、自治体管理の道路・河川に係る維持管理業務を、包括的な契約として民間事業者（地元建設業者）に委託する指定管理者制度を導入。
- ・複数年の契約により長期的な視野に立ったインフラの維持管理・雇用確保が行えるほか、指定管理者の裁量による迅速な対応が住民サービスの向上につながっている。

■指定管理者制度によるインフラ維持管理事業 （事例：清里町・大空町）

【指定管理業務の概要】

- ✓ 清里町及び大空町では、正規技術職員の高齢化などを背景としてインフラの維持管理に指定管理者制度を導入
- ✓ 指定管理者にとっても、事業戦略に融通が利きやすく、長期での雇用確保にもつながるといった利点がある
- ✓ また、日常的な修繕はすぐに対応するが、工事が必要な場合には、長期的な視野を持って優先順位付けを行うなどしている

【導入効果】

- ・「指定管理者が現場で判断を行い、可能な範囲で修繕も行える。一方、（従前の）業務委託は町が判断、その後対応することとなるため、対応や処理の速さに差が出ることとなる。」（清里町）
- ・「応募資格や選定基準に地域要件を明記することによる地元事業者の活用が可能になっている。これにより、地域内の事業機会、雇用機会の創出が長期間図られている。」（清里町）
- ・「冬期間における地元事業者の雇用確保などの効果が大きい。」（大空町）

	清里町	大空町
管理対象	町管理の道路・河川	
契約期間	5年	3年
業務内容	・ 路面整正（未舗装路・舗装路） ・ 防塵処理 ・ 路面清掃 ・ 排水施設清掃 ・ 付帯施設（標識等）の維持補修 ・ 草刈り、枝払い ・ 植栽管理 ・ 巡回 ・ 除排雪業務	
		など



地域の担い手としての建設業

- 東日本大震災以降、社会資本の整備・推進、維持管理はもとより、国民の安全・安心を守るための災害時における応急復旧活動や、建設業の特性を生かしたボランティア活動など、地域の建設企業が担う役割が見直されている。

暴風雪災害における応急復旧活動の応援

- 平成26年2月、3月期に発生した道東方面の暴風雪による広域的な視程障害、吹き溜まり等の交通障害が発生
- 他工区への応援除雪、緊急車両への支援等に、地域の建設会社が対応した



通行止め区間の越境除雪作業



救急車(搬送患者)を先導する除雪車



う回路への誘導



感謝状贈呈式

防災運動会の開催

- 留萌市の市民防災訓練に合わせ、管内の建設業若手グループ(萌志会)の主催により、24年度より実施
- たんか運びや土のう積みへの参加を通じて、参加者の一般市民の方々に、災害発生時に役立つ経験を積んでいただく貴重な機会となっている



土のう積みリレー



たんか運びリレー

PR・啓発活動

- 小樽建設協会では、創立60周年記念事業として「地域インフラを考える」パネル展を開催
- 地域住民の皆さんに地域インフラの重要性についての理解を深めていただく貴重な機会となった



出典:小樽建設協会広報誌より

参考資料



日本再興戦略①

・平成25年6月14日日本再興戦略閣議決定。成長戦略を実行・実現するものとして、政権を挙げて優先的に取り組むべき施策を厳選し、3つのアクションプランが打ち出された。

(主要な成果目標)

日本産業再興プラン

- ① 産業の新陳代謝の促進
(緊急構造改革プログラム)
・3年間で設備投資を10%増加させ、リーマンショック前の民間投資の水準(約70兆円/年(昨年度63兆円))に回復
・開業率10%台(現状約5%)を目指す
- ② 人材力強化・雇用制度改革
・5年間で失業期間6ヶ月以上の者の数を2割減少させ、転職入職率を9%(2011年7.4%)に
・2020年に女性の就業率(25歳~44歳)を73%(現状68%)に
・今後10年間で世界大学ランキングトップ100に10校(現状2校)以上に
- ③ 科学技術イノベーション
・イノベーション(技術力)ランキングを今後5年以内に世界第1位に
- ④ 世界最高水準のIT社会の実現
・2015年度中に、世界最高水準の公共データ公開内容(データセット1万以上)を実現
- ⑤ 立地競争力の強化
・2020年までに、世界銀行のビジネス環境ランキングで先進国3位以内(現在15位)に
・世界都市総合ランキングで東京を3位以内(現在4位)に

戦略市場創造プラン

- ① 国民の「健康寿命」の延伸
・健康予防、介護関連産業の市場規模を2020年に10兆円(現状4兆円)に拡大
・医薬品、医療機器、再生医療の医療関連産業の市場規模を2020年に16兆円(現状12兆円)に拡大
- ② クリーン・経済的なエネルギー需給の実現
・2020年に約26兆円(現状8兆円)の内外のエネルギー関連市場を獲得
- ③ 安全・便利で経済的な次世代インフラの構築
・2030年に重要・老朽化インフラは全てセンサー等を活用した高度で効率的な点検・補修を実施
・2030年には安全運転支援装置・システムが国内販売新車に全車標準装備、ストックベースでもほぼ全車に普及
- ④ 世界を惹きつける地域資源で稼ぐ地域社会の実現
・2030年に訪日外国人旅行者数3,000万人を達成(2012年は837万人)
・今後10年間で6次産業化を進める中で農業・農村全体の所得を倍増

国際展開戦略

- ① 経済連携の推進
・2018年までに、貿易のFTA比率70%(現状19%)を目指す
- ② インフラ輸出
・2020年に約30兆円(現状約10兆円)のインフラシステムを受注
- ③ 中堅・中小企業に対する支援
・2020年までに中堅・中小企業等の輸出額の2010年比2倍を目指す
- ④ クールジャパンの推進
・2018年までに放送コンテンツ関連海外売上高を現在(63億円)の3倍に増加
- ⑤ 対内直接投資の活性化
・2020年における対内直接投資残高を2012年末時点の17.8兆円から35兆円へ倍増

淀んでいたヒト、カネ、モノを一気に動かし、10年間の平均で名目成長率3%程度、実質成長率2%程度を実現。
その下で、10年後には1人当たり名目国民総所得が150万円以上拡大。



日本再興戦略②

・アベノミクス「三本の矢」により始まりつつある経済の好循環を一過性のものに終わらせず、持続的な成長軌道につなげるべく、平成26年6月24日、「日本再興戦略」改訂2014を閣議決定。

「日本再興戦略」改訂2014の概要

改訂の基本的考え方

- この1年間、「3本の矢」によってもたらされた変化を一過性のものに終わらせず、経済の好循環を引き続き回転させていく。
- そのため、日本の「稼ぐ力＝収益力」を強化。同時に、「日本再興戦略」で残された課題（働き方、医療、農業等）にも対応。
- デフレ状況から脱却しつつある今こそラストチャンス。企業経営者や国民一人一人に、具体的な行動を促していく。

1. 日本の「稼ぐ力」を取り戻す

改革に向けての10の挑戦

「企業が変わる」～「稼ぐ力」の強化

- ① 《コーポレートガバナンスの強化》
- コーポレートガバナンス・コードの策定
- ② 《公的・準公的資金の運用の在り方の見直し》
- GPIFの基本ポートフォリオ、ガバナンス体制の見直し
- ③ 《産業の新陳代謝とベンチャーの加速、成長資金の供給促進》
- 大企業を巻き込んだ支援、政府調達への参入促進、ITイイ等の供給

「国を変える」

- ④ 《成長志向型の法人税改革》
- 数年で法人実効税率を20%台まで引き下げることを目指す
- ⑤ 《イノベーションの推進とロボット革命》
- 革新的な技術からビジネスを生み出すナショナルシステム
- ロボットによる社会的課題の解決と新たな産業革命

2. 担い手を生み出す～女性の活躍促進と働き方改革

⑥ 女性の更なる活躍促進

- 学童保育の拡充
- 女性就労に中立的な税・社会保障制度等の実現

⑦ 働き方の改革

- 働き過ぎ防止のための取組強化
- 時間ではなく成果で評価される制度への改革
- 多様な正社員の普及・拡大
- 予見可能性の高い紛争解決システムの構築

⑧ 外国人材の活用

- 外国人技能実習制度の見直し
- 製造業における海外子会社従業員の受入れ
- 特区における家事支援人材の受入れ
- 介護分野における外国人留学生の活躍

3. 新たな成長エンジンと地域の支え手となる産業の育成

⑨ 攻めの農林水産業の展開

- 農業委員会・農業生産法人・農業協同組合の一体的改革
- 酪農の流通チャネル多様化
- 国内外とのバリューチェーンの連結（6次産業化、輸出の促進）

⑩ 健康産業の活性化と質の高いヘルスケアサービスの提供

- 非営利ホールディングカンパニー型法人制度（仮）の創設
- 個人への健康・予防インセンティブの付与
- 保険外併用療養費制度の大幅拡大

成長の成果の全国波及

地域活性化／中堅・中小企業・小規模事業者の革新

- 地域活性化施策をワンパッケージで実現するプラットフォームの構築
- 中堅・中小企業・小規模事業者によるふるさと名物応援と戦略産業の育成
- 地域ぐるみの農業の6次産業化、酪農家の創意工夫、魅力ある観光地域づくり
- PPP/PFIを活用したインフラ運営の実現

地域の経済構造改革

- 都市機能や産業・雇用の集約・集積とネットワーク化
- 東京への人口流出の抑制
- ⇒ 司令塔となる本部の設置、政府一体の推進体制の構築

更なる成長に向けた対応

実現し進化する戦略／経済の好循環のための取組の継続／改革への集中的取組み（国家戦略特区の強化等）



国土強靱化基本計画

- ・本年6月、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」の規定に基づき、基本計画を閣議決定。
- ・今後、基本計画等に基づき、役割分担を明確にしつつ、ハード・ソフトの対策の組合せ、民間の活力の活用、費用対効果の的確な評価やPDCA等により、重点的・効率的に取組を推進。

国土強靱化基本計画の概要			平成26年6月3日 閣議決定
国土強靱化基本計画について ○国土強靱化基本法第10条に基づく計画で、国土強靱化に係る国の他の計画等の指針となるもの(アンブレラ計画) ○脆弱性評価結果を踏まえた、施策分野ごと及びプログラムごとの推進方針を定める	●国土強靱化の基本的考え方(第1章) 【理念】 ○国土強靱化の基本目標 ①人命の保護 ②国家・社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される ③国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化 ④迅速な復旧復興 ○災害時でも機能不全に陥らない経済社会システムを平時から確保し、国の経済成長の一翼を担う	【基本的な方針等】 ○依然として進展する東京一極集中からの脱却、「自律・分散・協調」型の国土の形成 ○施策の重点化、ハード対策とソフト対策の適切な組み合わせ ○既存社会資本の有効活用等による費用の縮減 ○PPP/PFIによる民間資金の積極的な活用 ○PDCAサイクルの繰返しによるマネジメント等 【特に配慮すべき事項】 ○オリンピック・パラリンピックに向けた対策等	
●脆弱性評価(第2章) 略 ●国土強靱化の推進方針(第3章) 【行政機能・警察・消防等分野】 ・政府全体の業務継続計画を踏まえた対策の推進等 【住宅・都市分野】 ・密集市街地の火災対策、住宅・学校等の耐震化、建築物の長周期地震動対策等 【保健医療・福祉分野】 ・資機材、人材を含む医療資源の適切な配分を通じた広域的な連携体制の構築等 【エネルギー分野】 ・エネルギー供給設備の災害対応力、地域間の相互融通能力の強化等 【金融分野】 ・金融システムのバックアップ機能の確保、金融機関横断的な合同訓練の実施等	～施策分野ごとの推進方針～ 【情報通信分野】 ・情報通信システムの長期電力供給停止等に対する対策の早期実施等 【産業構造分野】 ・企業連携型BCP/BCMの構築促進等 【交通・物流分野】 ・交通・物流施設の耐災害性の向上等 【農林水産分野】 ・農林水産業に係る生産基盤等のハード対策や流通・加工段階のBCP/BCM構築等ソフト対策の実施等 【国土保全分野】 ・防災施設の整備等のハード対策と警戒避難体制の整備等のソフト対策を組み合わせた総合的な対策等	【環境分野】 ・災害廃棄物の迅速かつ適正な処理を可能とする廃棄物処理システムの構築等 【土地利用(国土利用)分野】 ・多重性・代替性を高めるための日本海側と太平洋側の連携等 【リスクコミュニケーション分野】 ・国や自治体、国民や事業者等の自発的取組促進のための双方向コミュニケーション、教育、訓練等 【高齢化対策分野】 ・長寿命化計画に基づく、メンテナンスサイクルの構築等 【研究開発分野】 ・自然災害・高齢化対策に資する優れた技術の研究開発、普及、活用促進等	
●計画の推進と不断の見直し(第4章) ○今後、国土強靱化に係る国の他の計画について必要な見直しを行いながら計画を推進 ○概ね5年ごとに計画内容の見直し、それ以前においても必要に応じて所要の変更	○起きてはならない最悪の事態を回避するプログラムの推進計画(※)を毎年度の国土強靱化アクションプランとして推進本部が策定。これにより施策やプログラムの進捗管理及び重要業績指標等による定量的評価を実施。 (※)プログラムごとの推進方針(略)に重要業績指標(KPI)を加えて作成 ○重点化すべき15プログラムを重点的に推進		

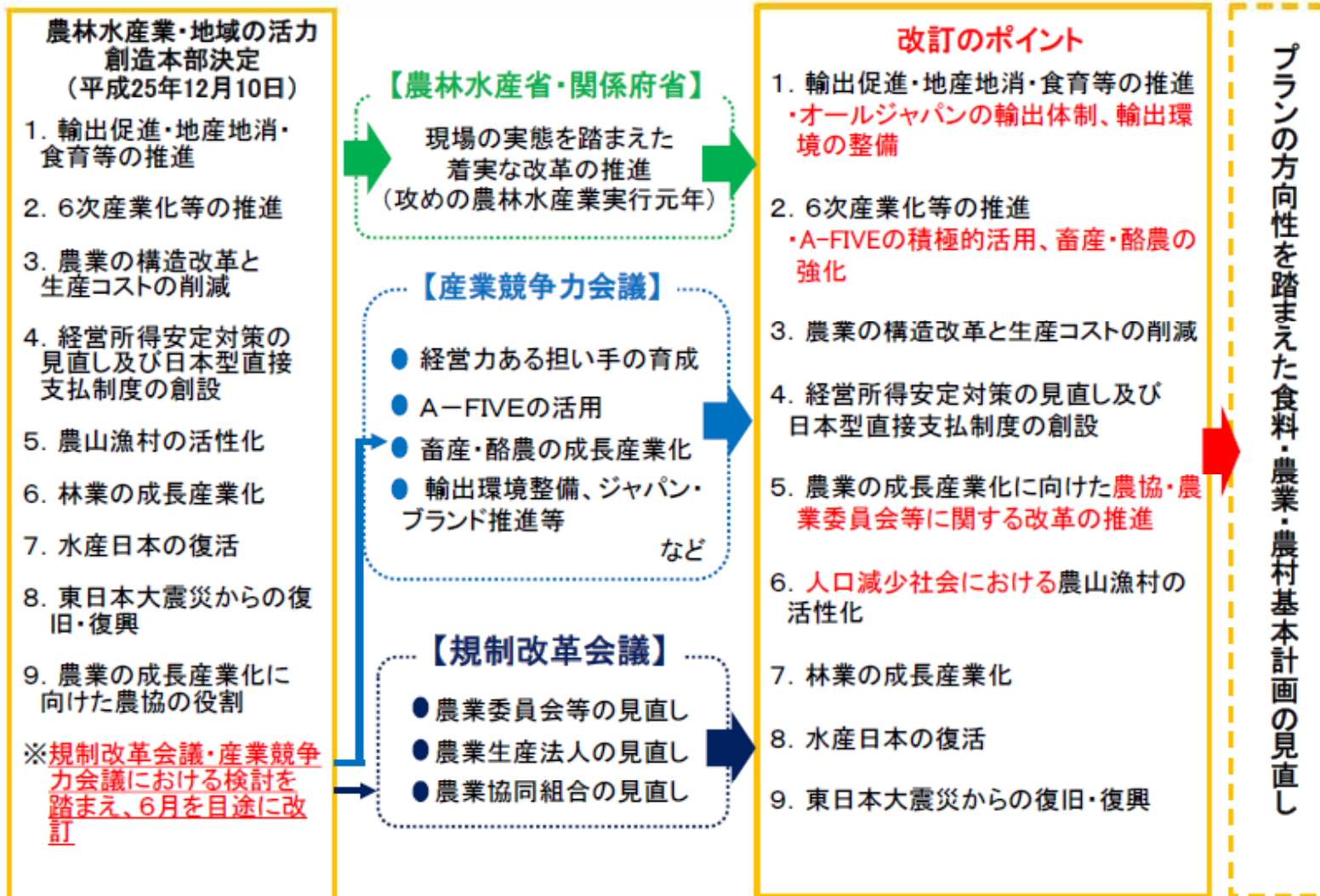


農林水産業・地域の活力創造プラン

・「農林水産業・地域の活力創造プラン」の推進等、農業の成長産業化に向けた諸改革が進められているところであり、北海道においてもこの構造改革に的確に対応し、北海道特有の農林水産業を積極的に進めていく必要がある。

「農林水産業・地域の活力創造プラン」の改訂について

資料1





観光立国実現に向けたアクション・プログラム2014

・訪日外国人旅行者数1,000万人を達成し、さらに2020年に向けて2,000万人の高みを目指すために必要な施策を6つの柱としてとりまとめた「観光立国実現に向けたアクション・プログラム2014」を、平成26年6月17日に観光立国推進閣僚会議において決定。

観光立国実現に向けたアクション・プログラム2014(主な項目(例))

資料2



1. 「2020年オリンピック・パラリンピック」を見据えた観光振興

- 「オリパラ」開催国としての国際的注目度を活かした訪日プロモーション
- 文化プログラムを活用した日本文化の発信
- 「東京オリパラ」開催効果の全国への波及
- 道の駅・郵便局・コンビニの活用を含めた、外国人旅行者への観光情報提供拠点の充実

2. インバウンドの飛躍的拡大に向けた取組

- 様々な業種の参画による新たな取組の創出(エンタメ、ファッション、食、流通、IT等様々な業種を担い手に)
- 訪日プロモーションの戦略的拡大(中国沿岸部・内陸部、東南アジア、インド・ロシア等への展開)

3. ビザ要件の緩和など訪日旅行の容易化

- 戦略的なビザ要件の緩和(インドネシア向けビザ免除、フィリピン・ベトナム向け実質ビザ免除等)
- CIQに係る体制整備(地方空港における緊急的な体制整備等)

4. 世界に通用する魅力ある観光地域づくり

- 多様な広域ルートの開発・提供と発信
- 和食文化の発信、農山漁村での滞在促進
- 観光振興による被災地の復興支援

5. 外国人旅行者の受入環境整備

- 免税制度の拡充を契機とした免税店の拡大(全品目に対象拡大、全国で10000店規模へ倍増)
- 無料Wi-Fiの整備促進、多言語対応の強化
- ムスリム旅行者への適切な情報提供
- 安全・安心の確保(災害や病気・怪我への対応)

6. MICEの誘致・開催促進と外国人ビジネス客の取り込み

- MICEに関する取組の抜本的強化
- ファーストレーンの設置、「信頼できる渡航者」の自動化ゲート対象化
- IRについての検討



世界最先端IT国家創造宣言

- ・「世界最先端IT国家創造宣言」は、世界最高水準のIT利活用社会の実現に向けて、平成25年6月に閣議決定された。
- ・平成26年6月には、PDCAサイクル等の推進管理体制等の変更に伴い、改定。

I. 基本理念

1. 閉塞を打破し、再生する日本へ
2. 世界最高水準のIT利活用社会の実現に向けて

II. 目指すべき社会・姿

1. 革新的な新産業・新サービスの創出及び全産業の成長を促進する社会
2. 健康で安心して快適に生活できる、世界一安全で災害に強い社会
3. 公共サービスがワンストップで誰でもどこでもいつでも受けられる社会

III. 目指すべき社会・姿を実現するための取組

1. 革新的な新産業・新サービスの創出と全産業の成長を促進する社会の実現

- (1) オープンデータ・ビッグデータの活用の推進
- (2) ITを活用した日本の農業・周辺産業の高度化・知識産業化と国際展開(Made by Japan 農業の実現)
- (3) 起業家精神の創発とオープンイノベーションの推進等
- (4) IT・データを活用した地域(離島を含む。)の活性化
- (5) 次世代放送・通信サービスの実現による映像産業分野の新事業創出、国際競争力の強化
- (6) 東京オリンピック・パラリンピック等の機会を捉えた最先端のIT利活用による「おもてなし」の発信

2. 健康で安心して快適に生活できる、世界一安全で災害に強い社会

- (1) 適切な地域医療・介護等の提供、健康増進等を通じた健康長寿社会の実現
- (2) 世界一安全で災害に強い社会の実現
- (3) 家庭や地域における効率的・安定的なエネルギーマネジメントの実現
- (4) 世界で最も安全で環境にやさしく経済的な道路交通社会の実現
- (5) 雇用形態の多様化とワーク・ライフ・バランス(「仕事と生活の調和」)の実現

3. 公共サービスがワンストップで誰でもどこでもいつでも受けられる社会の実現

- (1) 利便性の高い電子行政サービスの提供
- (2) 国・地方を通じた行政情報システムの改革
- (3) 政府におけるITガバナンスの強化

IV. 利活用の裾野拡大を推進するための基盤の強化

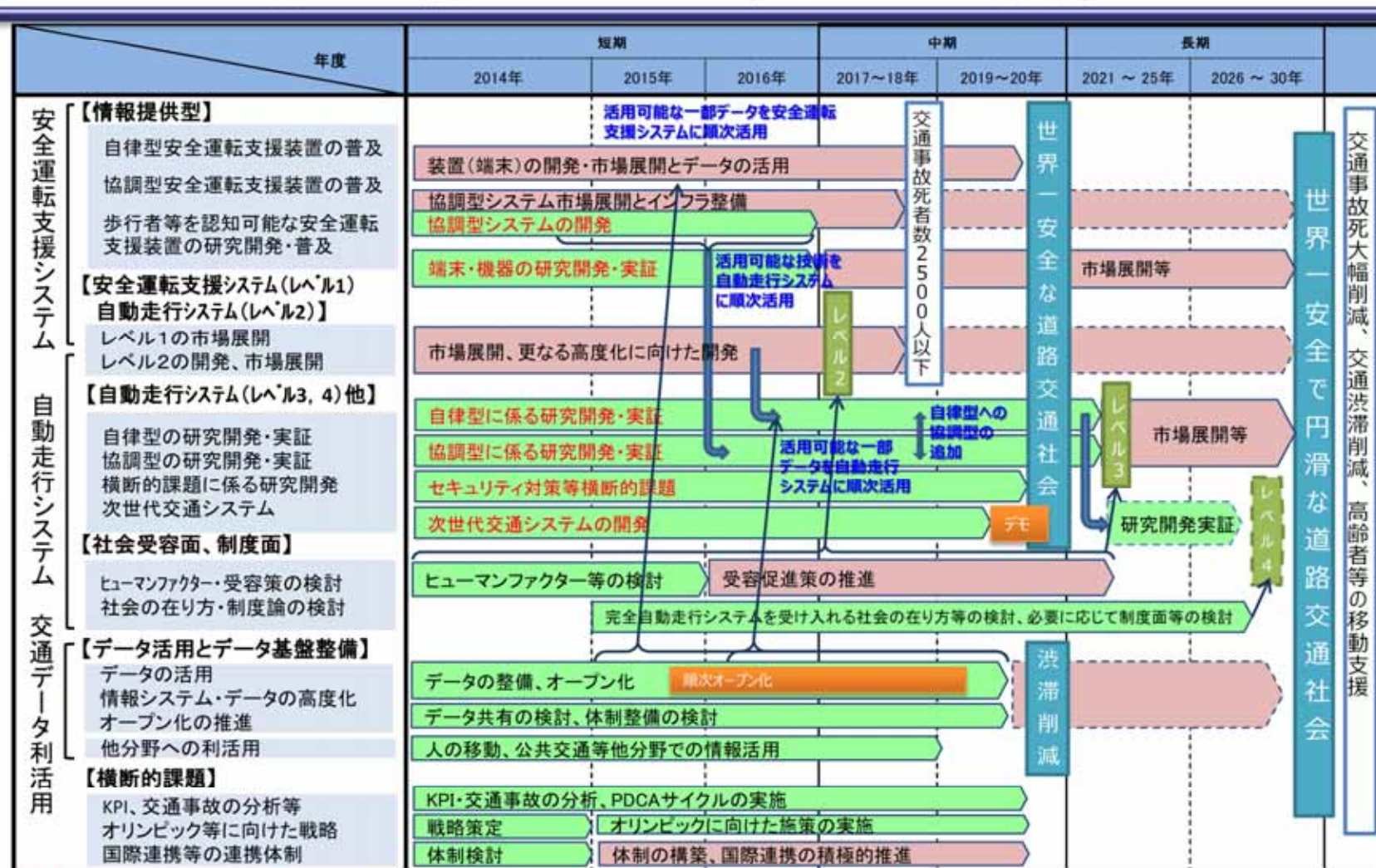
V. 戦略の推進体制・推進方策



官民ITS構想・ロードマップ

・官民ITS構想・ロードマップは、「世界最先端IT国家創造宣言工程表」(平成25年6月)に基づき、平成26年6月、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部において、とりまとめられた。

官民ITS構想・ロードマップ (ロードマップ全体像)



■ : 主に開発に係る施策

■ : 主に市場展開に係る施策

赤字 : SIP関連研究開発を含む項目



国土交通省インフラ長寿命化計画(行動計画)

・平成25年11月にとりまとめられた「インフラ長寿命化基本計画」に基づき、国土交通省が管理・所管するあらゆるインフラの維持管理・更新等を着実に推進するための中長期的な取組の方向性を明らかにする計画として、平成26年5月、国土交通大臣を議長とする「社会資本の老朽化対策会議」において、「国土交通省インフラ長寿命化計画(行動計画)」をとりとまとめた。

- 「社会資本メンテナンス元年」の成果や課題を踏まえ、インフラ長寿命化基本計画に基づく行動計画をとりとまとめ
- 将来にわたる必要なインフラ機能の発揮に向けた取組により、メンテナンスサイクルを構築・継続的に発展
- 国民の安全・安心の確保、トータルコストの縮減・平準化、メンテナンス産業の競争力確保の実現

1. 国交省の役割

○各インフラに係る体制や制度等を構築する「所管者」としての役割

○インフラの「管理者」としての役割

2. 計画の範囲

- 対象: 国交省が制度等を所管する全ての施設
- 期間: 平成26～32年度(2014～2020年度)

3. 中長期的なコストの見通し

- 維持管理・更新等の取組のため、施設の実態の把握や個別施設計画の策定により、中長期的な維持管理・更新等のコストの見通しをより確実に推定する必要

4. 現状・課題と取組の方向性

	現状と課題	必要施策に係る取組の方向性	具体的な取組の例
点検・診断／ 修繕・更新等	○総点検対象施設以外の対応 ○人口減少等の社会構造の変化への対応 ○技術力を有する職員の不足 ○取組の着実な実施に必要な予算の確保 ○点検・診断等の担い手の確保	○全施設のメンテナンスサイクルの構築 ○施設の必要性、対策内容等の再検討 ○相談窓口機能、研修・講習の充実 ○交付金等による支援の継続・充実 ○入札契約制度等の見直し	○基準類に基づく適時・適切な点検・診断 ○個別施設計画に基づく修繕・更新・集約等 ○地公体職員を対象とする研修の充実・継続 ○防災・安全交付金等による取組の支援 ○適正な価格等の設定、発注ロットの最適化
基準類の整備	○基準類の位置づけが不明確 ○新たな技術・知見が未反映	○基準類の体系的整備 ○新たな技術や知見の基準類への反映	○位置付けを明確にした全基準類の見える化 ○適時・適切な基準類の改定
情報基盤の整備と活用	○台帳等の不備・未整備 ○情報の活用に向けた統一的管理が不十分	○点検・修繕等を通じた情報収集 ○情報の蓄積、地公体も含めた一元的集約	○データベースの構築・改良、情報の蓄積・更新 ○関係者による情報の共有
個別施設計画の策定	○計画未策定の施設が存在 ○記載内容にバラツキ	○計画策定の推進と内容の充実	○計画策定対象の拡大 ○手引き等の整備・提供、交付金等による支援
新技術の開発・導入	○現場ニーズと技術シーズのマッチングが不十分 ○新技術の特性(適用条件等)が不明確	○産学官の連携とニーズ・シーズのマッチング ○新技術を活用できる現場条件などの明確化	○ニーズを明確にした公募等による現場実証・評価 ○点検、診断技術の特性を明確にした維持管理支援サイトによる新技術の現場導入支援
予算管理	○非計画的な投資 ○対策費用を踏まえた財源が未確保	○トータルコストの縮減・平準化 ○受益と負担の見直し	○個別施設計画に基づく計画的な対策 ○更新投資の財源確保に向けた検討
体制の構築	○技術者の技術力の評価が不十分 ○地公体単独での対応が困難 ○国民等の利用者の関与が不十分	○資格制度の充実、高度な技術力を有する技術者の活用 ○管理者間の相互連携体制の構築 ○国民等の利用者の理解と協働の推進	○民間資格の評価、国の職員等の派遣 ○関係者からなる組織による市町村への支援 ○現地見学等による広報活動
法令等の整備	○点検等の法令等の位置づけが不明確	○責務の明確化、社会構造の変化への対応	○維持・修繕の責務明確化

5. その他

○計画のフォローアップにより、取組を充実・深化

○ホームページ等を通じた積極的な情報提供

詳細は国土交通省HP内参照: http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/point/sosei_point_mn_000003.html

出典: 国土交通省「国土交通省インフラ長寿命化計画(行動計画)」(平成26年5月21日) 概要(本文)」